

市第 133 号議案

横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正

横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

横浜市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年10月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「は、申出者」を「は、審査を申し出る者（以下「申出者」という。）」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

第 5 条第 1 項中「前条第 4 項」を「前条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「前条第 5 項」を「前条第 4 項」に改める。

第11条第 4 項中「、提出者がこれに署名押印し」を削る。

第12条第 2 項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第 4 号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

第12条第 3 項中「、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第12条第4項中「、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

審査の申出の手續等における書面への押印及び署名を不要とするため、横浜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市固定資産評価審査委員会条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（審査の申出）

第 4 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 審査申出書には、審査を申し出る者（以下「申出者」という。）
）（申出者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代
表者又は管理人、申出者が総代を互選した場合にあっては総代、
申出者が代理人によって審査の申出をする場合にあっては代理人
）が押印しなければならない。

3 審査申出書の正本に は、審査を申し出る者（以下「申出者」と
4 は、申出者
いう。）が法人その他の社団又は財団である場合にあっては代表
者又は管理人の資格を証する書面を、申出者が総代を互選した場
合にあっては総代の資格を証する書面を、申出者が代理人によっ
て審査の申出をする場合にあっては代理人の資格を証する書面を
、それぞれ添付しなければならない。

4 （本文省略）
5

（代表者等の資格の証明等）

第 5 条 申出者の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は
、前条第 3 項
前条第 4 項の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなけ
ればならない。法第 432 条第 2 項において準用する行政不服審査
法第 12 条第 2 項ただし書に規定する特別の委任についても、同様
とする。

2 申出者は、前条第 4 項
前条第 5 項の規定の適用がある場合のほか、代表者
若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書

面でその旨を委員会に届け出なければならない。

(口頭審理)

第 11 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(調書の作成等)

第 12 条 (第 1 項省略)

2 委員会の議事について作成すべき調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

(5)
(4) (本文省略)

3 口頭審理について作成すべき調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

(6)
(5) (本文省略)

4 実地調査を行った場合作成すべき調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

$\frac{(5)}{(4)}$ (本文省略)

